

○瀬戸内市建設工事制限付一般競争入札実施要綱

平成25年5月31日

告示第17号—2

改正 令和元年5月23日告示第46号

令和2年3月31日告示第29号

(趣旨)

第1条 この告示は、瀬戸内市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。))第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)における入札手続について、より一層の競争性、透明性及び公平性を確保することを目的として実施する制限付一般競争入札(以下「一般競争入札」という。))に関して、瀬戸内市契約規則(平成16年瀬戸内市規則第50号。以下「規則」という。))に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事)

第2条 一般競争入札の対象となる建設工事(以下「対象工事」という。))は、設計金額(消費税額及び地方消費税の額を含む。))が、別表に掲げる建設工事の種類ごとに同表に定める金額以上の建設工事とする。ただし、緊急を要する場合その他市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(入札の方法)

第3条 一般競争入札は、瀬戸内市電子入札実施要綱(平成23年瀬戸内市告示第24号)に定める電子入札によって行うものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(参加資格等の決定)

第4条 市長は、一般競争入札を実施する場合は、瀬戸内市建設工事等入札指名委員会に諮り、第6条に定める入札参加資格等を決定する。

(入札の公告)

第5条 市長は、一般競争入札を実施する場合は、規則第5条の規定により公告するとともに、インターネット上の市のホームページ等(以下「市のホームページ等」という。))に掲載を行うものとする。

(入札参加資格)

第6条 市長は、一般競争入札に参加するのに必要な資格(以下「入札参加資格」という。))として、瀬戸内市建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱(平成16年瀬戸内市告

示第3号)に定めるもののほか、対象工事ごとに次に掲げる事項について満たすべき基準を定め、前条の規定による公告(以下「入札公告」という。)を行うものとする。

- (1) 対象工事に対応する建設業法第27条の23に規定する経営事項審査による評定の総合数値に関する事又は対象工事の業種の格付けに関する事。
 - (2) 対象工事に対応する業種の建設業許可の種別に関する事。
 - (3) 営業所等の所在地に関する事。
 - (4) 対象工事と同種又は類似の工事の施工実績に関する事。
 - (5) 対象工事に配置予定の主任技術者又は監理技術者の資格に関する事。
 - (6) 前各号に定めるもののほか、必要と認める事項に関する事。
- 2 一般競争入札に参加しようとする者が瀬戸内市建設工事共同請負制度取扱要綱(平成16年瀬戸内市告示第8号。次条において「共同請負制度取扱要綱」という。)に規定する共同企業体(以下「共同企業体」という。)の場合は、当該共同企業体の構成員が、それぞれ入札参加資格を有するものでなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加することができないものとする。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
 - (2) 当該入札の公告日から落札者が決定するまでの間において、瀬戸内市建設工事等請負業者指名停止要綱(平成16年瀬戸内市告示第9号)の規定により指名停止又は指名保留の措置を受けている者
 - (3) 当該入札の公告日から落札者が決定するまでの間において、瀬戸内市建設工事等暴力団排除対策措置要綱(平成18年瀬戸内市告示第35号)の規定により指名停止の措置を受けている者
 - (4) 当該入札の公告日から落札者が決定するまでの間において、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止命令(以下「営業停止命令」という。)を受けている者。
ただし、次の場合はこの限りでない。
 - ア 営業停止命令に地域限定が付されているときにあつては、対象地域が岡山県内でない場合
 - イ 営業停止命令に業種限定が付されているときにあつては、当該営業停止命令とされた業種以外の一般競争入札に参加する場合
 - ウ 営業停止命令に公共工事又はそれ以外の工事に限る限定が付されているときにあつては、当該限定が公共工事に係るものでない場合

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)

(6) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てがなされている者(共同企業体に発注する場合の取扱い)

第7条 共同企業体に発注する工事については、この告示のほか共同請負制度取扱要綱によるものとする。

(設計図書の交付等)

第8条 対象工事に係る設計書、仕様書及び図面等(以下「設計図書」という。)は、入札公告で定める方法により交付するものとし、設計図書の交付を受けていない者は、当該入札に参加できないものとする。

2 設計図書に対する質問は、書面によってのみ受け付けるものとし、質問書の提出方法、提出先及び提出期限は、入札公告において明らかにするものとする。

3 前項の質問に対する回答書の公表は、入札公告で定める方法により行うものとする。

(入札参加表明)

第9条 一般競争入札に参加しようとする者は、対象工事に係る入札参加資格要件を満たすことを確認し、前条第1項に規定する設計図書の交付を受けた後、入札公告に定める方法により入札参加表明を行わなければならないものとし、入札参加表明を行っていない者は当該入札に参加できないものとする。

(工事費積算内訳書の提出)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、落札者又は入札参加者から当該入札の根拠となった工事費積算内訳書の提出を求めることができる。

(入札の中止等)

第11条 市長は、談合等により公正な一般競争入札の執行ができないと認められるときは、当該入札を延期し、又は中止することができる。

(落札候補者の決定)

第12条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者(最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の金額で入札した者のうち、最低の価格で入札した者)を落札候補者とする。

2 前項に定める落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者及び次順位者を決定するものとする。

(入札参加資格の審査及び落札決定)

第13条 落札候補者は、入札公告に定める日時までに入札参加資格の審査書類を財務部契約管財課へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

2 前項の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしている場合は落札者として決定し、満たしていない場合は次の順位の者を落札候補者として前項の審査を行うこととし、落札者が決定するまで同様に前項の審査を行うものとする。

(無効の入札)

第14条 次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者の行った入札
- (2) 提出書類等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 入札公告に示した条件に違反して応札した入札

(落札決定の通知等)

第15条 市長は、落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に結果を通知するものとする。

2 市長は、第13条第1項の審査の結果、当該審査の対象者が入札参加資格を有していないことを確認したときは、当該対象者に対してその旨を通知するものとする。

(入札参加資格を有していないと認められた者に対する理由の説明)

第16条 入札参加資格を有していないと認められた者は、前条第2項の通知を受けた日から起算して3日(瀬戸内市の休日を定める条例(平成16年瀬戸内市条例第2号)に規定する市の休日(次項において「休日」という。)を除く。)以内に、書面によりその理由の説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、当該書面を受理した日から起算して5日(休日を除く。)以内に書面で回答するものとする。

(入札結果等の公表)

第17条 市長は、落札決定をしたときは、その結果について入札結果表を作成し、財務部契約管財課にて閲覧し、及び市のホームページ等への掲載を行うものとする。

2 前項の規定による公表を行うまでは、一般競争入札に係る参加者及び結果等の問合せは一切応じないものとする。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年6月1日から施行する。

附 則(令和元年5月23日告示第46号)

この告示は、令和元年6月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第29号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

建設工事の種類	金額
土木一式工事(橋梁上部工事等の特殊な工事を除く。)	4,000万円
上記以外の工事	5,000万円